

「種類株」の内容について教えてください

Q：先頃、中小企業庁が、オーナー企業の事業承継円滑化の為に、議決権の無い株式等代表的な「種類株」の相続税評価引下げに関する税制改正要望案をまとめたそうですが、中小企業にとって重要な「種類株」の内容と活用方法について教えてください。

A：種類株の活用は株の分散防止に効果的です！

1.はじめに： 事業承継協議会（事務局：中小企業基盤整備機構）の中間報告では、全く支配力のない種類株は配当還元方式で評価し、一定要件を満たす完全無議決権株については普通株の相続税評価から20%評価減とする等、種類株評価の基本的考え方を示しました。これは中小企業庁の平成19年度税制改正要望に盛り込まれるので、その内容が注目されます。

オーナー企業は、後継者に経営権を集中させ、議決権の分散防止策を講じる必要があります。

会社法では株式に関する規定の見直し（例：議決権制限株の発行限度撤廃、議決権・配当等につき株主ごと異なる取扱い、拒否権付種類株（いわゆる黄金株）、相続人等に対する売渡請求規定等）があり、これらを活用すれば株の分散防止と事業承継の円滑化に役立ちます。「種類株」とは、「普通株」と異なり、株式の内容につき定款で特別の定めを設けた株式を指します。

2.種類株の類型： 会社法では以下9個の種類株を取り上げ、各発行可能種類株総数を含む定款に規定すべき事項を定めました。 **剰余金の配当、 残余財産の分配、 議決権制限株、 譲渡制限株、 取得請求権付株式**（株主が会社に種類株の取得を請求できる）、**取得条項付株式**（会社が株主から一定事由発生を条件に種類株を取得できる）、**全部取得条項付種類株**（会社が総会決議により全種類株を取得できる）、**拒否権付種類株**（一定の決議事項につき通常の総会決議の他、種類株主総会決議を必要とする）、**役員選任権付種類株**（取締役・監査役を種類株主総会で選任）。

3.事業承継に有効な種類株の活用法： 種類株を活用し、特定の者の議決権を制限し、事業承継に有効な手法は、「**議決権制限株**」、「**拒否権付種類株**」、「**議決権・配当等につき株主ごと異なる取扱い**」、「**相続人等に対する売渡請求**」の4つの手法があります。今回は、それらの内容・活用例・手続き等について解説します。

平成18年8月

税理士法人石井会計

代表社員 石井栄一

（公認会計士・税理士）